

令和6年5月20日

埼玉労働局長

片淵 仁文 殿

埼玉地方労働審議会

会長 金井 郁

埼玉県紙加工品製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年2月29日付け埼労発基0229第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正するのが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

金井 郁	埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授
金子 直樹	早稲田の杜法律事務所 弁護士
鈴木 奈穂美	専修大学 経済学部 教授

家内労働者代表委員

小畑 寿成	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟埼玉県支部 常任
迫 幸太郎	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長
真田 友一郎	スーパーバッグ労働組合 中央執行委員長

委託者代表委員

岩田 英久	埼玉県商工会連合会 専務理事
佐藤 功一	森紙販売株式会社東京支店 業務部部长
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

埼玉県紙加工品製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
埼玉県の区域内で紙加工品製造業に係る組立て箱の組立て又はサックはり箱の折曲げ及びのり付けの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、規格欄及び業務欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	規 格	業 務	金 額
組 立 て 箱	容積が1,000立方センチメートル未満のもの	上箱及び下 箱の組立て	1組につき7円45銭
	容積が1,000立方センチメートル以上3,000立方センチメートル未満のもの		1組につき8円78銭
	容積が3,000立方センチメートル以上5,000立方センチメートル未満のもの		1組につき11円45銭
	容積が5,000立方センチメートル以上のもの		1組につき14円32銭
サ ッ ク は り 箱	面積が500平方センチメートル未満のもの	折曲げ及び のり付け	1個につき2円99銭
	面積が500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満のもの		1個につき3円35銭
	面積が1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満のもの		1個につき3円94銭
	面積が3,000平方センチメートル以上のもの		1個につき4円42銭

備考 上記金額は、のり代を除くものとする。

- 4 効力発生の日 法定どおり